

## 恩給給与細則の一部を改正する省令の概要について

平成27年9月  
総務省政策統括官  
(恩給担当)

### 1 恩給給与細則別紙第44号書式の改正

#### (1) 書式の概要

恩給給与細則（昭和28年総理府令第67号。以下「細則」という。）別紙第44号書式は、恩給給与規則（大正12年勅令第369号）第10条の13第1項第3号及び細則第4条第4項の規定に基づき、普通扶助料（恩給法（大正12年法律第48号）第75条第1項第1号）の請求者が、恩給法等の一部を改正する法律（昭和51年法律第51号。以下「昭和51年法」という。）附則第14条の2第1項に規定する政令に定める公的年金受給の有無について申立てを行うための書式である。

本書式は、普通扶助料を受ける妻が60歳以上である場合等に付加される「寡婦加算」（昭和51年法附則第14条第1項）の受給に当たって、当該妻自身が政令で定める公的年金を受給している場合で、かつ、当該扶助料年額が政令で定める額（81万円）を超えるときに、その一部又は全部が調整されることとされている（昭和51年法附則第14条の2）ことから、請求者から提出される申立書である。

#### (2) 改正の概要

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「一元化法」という。）の施行に伴い、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）及び私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）による共済年金が廃止され、厚生年金に一元化されることとなる。

ただし、一元化法施行前に裁定された共済年金については、旧共済各法の規定に基づく廃止前の共済年金が引き続き給されることとされているため、別紙第44号書式について必要な修正を行う。

あわせて、所要の規定の整理を行う。

### 2 施行期日

平成27年10月1日（一元化法の施行日）

《参照条文》

○恩給法（大正12年法律第48号）

第七十五条 扶助料ノ年額ハ之ヲ受クル者ノ人員ニ拘ラス左ノ各号ニ依ル

- 一 第二号及第三号ニ特ニ規定スル場合ノ外ハ公務員ニ給セラルル普通恩給年額ノ十分ノ五ニ相当スル金額

（以下略）

○ 恩給法の一部を改正する法律（昭和51年法律第51号）附則

（扶助料の年額に係る加算の特例）

第十四条 恩給法第七十五条第一項第一号に規定する扶助料を受ける者が妻であつて、その妻が次の各号の一に該当する場合には、その年額に、当該各号に掲げる額を加えるものとする。

- 一 扶養遺族（恩給法第七十五条第三項に規定する扶養遺族をいう。）である子（十八歳以上二十歳未満の子にあつては重度障害の状態にある者に限る。）が二人以上ある場合 二十六万七千五百円（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第七十八条第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた同法による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第六十二条の二第一項第一号に規定する子が二人以上あるときの加算額が二十六万七千五百円を上回る場合にあつては、当該加算額から二十六万七千五百円を控除して得た額を勘案して政令で定める額を二十六万七千五百円に加算した額）

- 二 扶養遺族である子（前号に規定する子に限る。）が一人ある場合 十五万二千八百円（国民年金法等の一部を改正する法律附則第七十八条第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた同法による改正前の厚生年金保険法第六十二条の二第一項第一号に規定する子が一人あるときの加算額が十五万二千八百円を上回る場合にあつては、当該加算額から十五万二千八百円を控除して得た額を勘案して政令で定める額を十五万二千八百円に加算した額）

- 三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。） 十五万二千八百円（国民年金法等の一部を改正する法律附則第七十八条第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた同法による改正前の厚生年金保険法第六十二条の二第一項第二号に規定する加算額（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第二十七条の三又は第二十七条の五の規定により改定した改定率を乗じて得たものに限る。以下この項、次項及び附則第十五条第四項において「厚生年金加算額」という。）が十五万二千八百円を上回る場合にあつては、当該厚生年金加算額から十五万二千八百円を控除して得た額を勘案して政令で定める額を十五万二千八百円に加算した額）

2～5 （略）

第十四条の二 恩給法第七十五条第一項第一号に規定する扶助料を受ける妻で、前条第一項各号の一に該当するものが、旧通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）第

三条に規定する公的年金各法に基づく年金たる給付その他の年金たる給付のうち、老齢、退職又は障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるもの（その全額を停止されている給付を除く。）の支給を受けることができるときは、その間、前条第一項の規定による加算は行わない。ただし、恩給法第七十五条第一項第一号に規定する扶助料の年額が政令で定める額に満たないときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の場合において、当該扶助料の年額に前条第一項の規定による加算額を加えた額が政令で定める額を超えるときにおける当該加算額は、当該政令で定める額から当該扶助料の年額を控除した額とする。

○恩給法等の一部を改正する法律附則第14条の2第1項の年金たる給付等を定める政令（昭和55年政令第276号）

（法律第五十一号附則第十四条の二第一項に規定する政令で定める年金たる給付）

第一条 恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号。以下「法律第五十一号」という。）附則第十四条の二第一項に規定する老齢、退職又は障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。ただし、その額（支給開始時期の繰上げ又は繰下げによりその額が減額され又は増額されている給付については、減額され又は増額されなかつたものとして計算した額）が法律第五十一号附則第十四条第一項の規定により加算する額に満たない給付を除く。

- 一 恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）に基づく普通恩給、増加恩給及び傷病年金
- 二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下この号及び第十号において「法律第百十五号」という。）に基づく老齢厚生年金（その額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるもの及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。）附則第十二条第一項第四号から第七号までのいずれかに該当することにより支給されるものに限る。）及び障害厚生年金並びに昭和六十年法律第三十四号第三条の規定による改正前の法律第百十五号に基づく老齢年金及び障害年金
- 三 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号。以下この号において「法律第百四十一号」という。）に基づく障害基礎年金及び昭和六十年法律第三十四号第一条の規定による改正前の法律第百四十一号に基づく障害年金
- 四 昭和六十年法律第三十四号第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基づく老齢年金及び障害年金
- 五 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）に基づく退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるもの並びに同法附則第十三条第一項並びに国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）第八条及び第九条（これらの規定を同法第二十二条第一項、第二十三条第一項及び第四十八条第一項（同法第四十九条及び第五十条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）並びに第二十五条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける者に支給されるものに限る。）及び障害共済年金並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十

- 年法律第五号。以下「昭和六十年法律第五号」という。) 第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法に基づく退職年金、減額退職年金及び障害年金並びに昭和六十年法律第五号第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法に基づく年金たる給付であつて退職又は障害を支給事由とするもの
- 六 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）に基づく退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるもの並びに同法附則第二十八条の四第一項並びに地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号）第八条第一項から第三項まで、第九条第二項及び第十条第一項から第三項まで（これらの規定を同法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）、第四十八条第一項及び第二項（同法第五十二条において準用する場合を含む。）、第五十五条第一項及び第二項（同法第五十九条において準用する場合を含む。）並びに第六十二条第一項及び第二項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号。以下この号において「昭和六十年法律第八号」という。）附則第十三条第二項の規定の適用を受ける者に支給されるものに限る。）及び障害共済年金並びに昭和六十年法律第八号第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（第十一章を除く。）に基づく退職年金、減額退職年金及び障害年金並びに昭和六十年法律第八号第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（第十三章を除く。）に基づく年金たる給付であつて退職又は障害を支給事由とするもの（通算退職年金を除く。）
- 七 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）に基づく退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる加入者期間が二十年以上であるもの並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四百十号）附則第十項及び第十一項（これらの規定を同法附則第十八項において準用する場合を含む。）並びに沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第六号）第三十四条（同令第三十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける者に支給されるものに限る。）及び障害共済年金並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法に基づく退職年金、減額退職年金及び障害年金
- 八 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一号）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金のうち退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる旧農林共済組合員期間（同法附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間をいう。）が二十年以上であるもの又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十四年政

令第四十三号) 第二十九条の規定による改正前の沖縄の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第百五十八号)第十五条第三項の規定の適用を受ける者に支給されるものに限る。)及び障害共済年金並びに特例障害農林年金(同法附則第二十五条第三項の規定により同項に規定する存続組合が支給するものとされた同条第四項第十一号に掲げる特例障害農林年金をいう。)並びに移行農林年金(同法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金をいう。)のうち退職年金、減額退職年金及び障害年金

九 地方公務員の退職年金に関する条例に基づく年金たる給付であつて退職又は障害を支給事由とするもの(通算退職年金を除く。)

十 法律第百十五号附則第二十八条に規定する共済組合が支給する年金たる給付であつて退職又は障害を支給事由とするもの

十一 執行官法の一部を改正する法律(平成十九年法律第十八号)による改正前の執行官法(昭和四十一年法律第百十一号)附則第十三条の規定に基づく年金たる給付

十二 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)に基づいて国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付であつて退職又は障害を支給事由とするもの

十三 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)に基づく障害年金

(法律第五十一号附則第十四条の二に規定する政令で定める額)

第二条 法律第五十一号附則第十四条の二第一項ただし書及び第二項に規定する政令で定める額は、八十一万円とする。

○恩給給与規則(大正12年勅令第369号)

第十条ノ十三 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号以下法律第五十一号ト称ス)附則第十四条第一項ニ規定スル加算ヲ含ム扶助料ヲ請求セントスル場合ニ於テハ第六条乃至第十条ノ十一ノ規定ニ依ルノ外扶助料請求書ニ左ノ書類ヲ添付スベシ

一 加算ノ原因タルベキ子ノ戸籍謄本(公務員死亡ノ時以後ノ加算ノ原因タルベキ子ノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ルモノ)(第七条乃至第十条ノ十一ノ規定ニ依リ添付スベキ戸籍謄本ト重複スル場合ヲ除ク)

二 加算ノ原因タルベキ子ガ公務員ノ死亡当時之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルコト及扶助料ヲ受ケントスル者ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニスルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

三 法律第五十一号附則第十四条の二第一項ニ規定スル老齢、退職又ハ障害ヲ支給事由トスル年金タル給付ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノヲ受クルヤ否ヲ明瞭ニシ得ル申立書

(以下略)